

議案第 5 2 号

関市総合福祉会館条例の一部改正について

関市総合福祉会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市わかくさ老人福祉センター浴室を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市総合福祉会館条例の一部を改正する条例

関市総合福祉会館条例（平成10年関市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「から別表第3まで」を「及び別表第2」に改め、同項後段を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「及び別表第3」を削り、同項を同条第2項とする。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。